

助成制度に関する規程

一般財団法人国際文化財団

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人国際文化財団（以下「この法人」という。）が、定款第4条第1項第2号の規定に基づき、一般教養の高揚に係る活動に対する助成制度の実施に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この助成制度の名称を「国際文化財団教養助成制度（以下「この制度」という。）」とする。

(対象及び助成額)

第3条 助成の対象は、一般教養の高揚に係る活動を行う団体とし、助成額は一般教養助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、別に定める。

(対象除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は助成の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とするとき
- (2) 特定の政治・宗教活動を目的とするとき
- (3) 団体の広告宣伝を目的とするとき
- (4) その他本制度に適合しない目的とするとき

(申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、申請書（助成申込書）をこの法人の理事長に提出しなければならない。

(審査基準)

第6条 助成対象の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 助成の対象となる活動の目的が適切であって、かつ、その実施が確実である
- (2) 助成金の使途が適正である
- (3) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがある

(決定)

第7条 理事長は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、選考委員会での承認を経た後、助成決定通知書を助成対象となる団体に送付するものとする。

(選考委員会)

第8条 この法人に選考委員会を置く。

2 選考委員会は、助成金を円滑且つ効果的に実施するため、次の各号に掲げる任にあたる。

(1) 助成方針及び選考方法の決定

(2) 申請された活動を第6条に定める審査基準に基づき選考

(3) 決定された活動の成果の確認

3 委員会は、部外有識者2名と、この法人の理事長の3名で構成し、理事会の承認を受けて理事長が委嘱する。

4 委員の互選で委員長を置く。

5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠又は増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(選考委員会の運営)

第9条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員長は議長となり、議事を整理する。

3 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員過半数の承認により議事を決定する。

4 選考委員会の決定に際し、必要であれば専門アドバイザーの意見を聞くことができる。

5 選考委員会の議事については議事録を作成し、委員長が理事長に報告する。

6 選考委員会に出席した委員には、理事会が別に定める委員手当等を支給する。

7 選考委員会の庶務は、この法人の事務局が行う。

(計画変更)

第10条 助成対象となる団体は、決定された活動計画書に記載された内容を変更しようとするときは、あらかじめ所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消、助成金の返還)

第11条 助成対象となる団体が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し、交付を中止、又はすでに交付した一部若しくは全部の助成金の返還を求めることができる。

(1) 決定された活動を中止しようとするとき

(2) 虚偽の申し出又は報告を行った事実が判明したとき

(報告)

第 12 条 助成対象となる団体は、活動実施期間終了後 3 ヶ月以内に活動報告書及び会計報告書を理事長に提出しなければならない。

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。